

平成 26 年度 夏の提案に関する規制改革事項

《高知県》

	関係省との調整状況		備考 (これまでの提案の状況等)
自治体直営 ツアーの旅行業法の適用除外	旅行業法第 2条、第3条	<p>【国土交通省】</p> <p>消費者保護の観点から、旅行業者の登録制度、契約書面等の交付義務、旅程保証義務、旅行業務取扱管理者の選任義務等の各義務を課することが必要であり、旅行業の実施主体が市町村である場合であっても、旅行業法の適用を除外することはできない。(省庁回答)</p> <p>→小規模自治体の移住体験ツアーについては、高知県に消費者保護に関する具体的な制度内容を確認するとともに、今後、取組の実現に向けて、旅行業者へ委託して効率的に実施する方法や旅行業法に抵触しないような形態により自治体直営で実施する方法について、県側の意向も踏まえつつ、国土交通省へ再検討要請</p>	なし
後期高齢者の住所地特例	高齢者の医療の確保に関する法律第55条、介護保険法第13条、国民健康保険法第116条の2	<p>【厚生労働省】</p> <p>○後期高齢者医療加入時の住所地特例について</p> <p>国保の住所地特例を受けている被保険者が、その入所等が継続する間、前の住所地の広域連合が保険者となるように見直すことを検討中。(省庁回答)</p> <p>→厚生労働省において、全国制度として見直し予定</p> <p>○入所以前に移住した場合の住所地特例について</p> <p>地域保険の基本的な考え方を大きく変えることになることや実務上も課題が多いこと等から、対応不可。(省庁回答)</p> <p>→入所を前提に移住した場合等を対象とした住所地特例の拡大について、省庁に引き続き検討要請</p>	なし

	関係省との調整状況		備考 (これまでの提案の状況等)
中小企業信用保証制度の農業への適用	中小企業信用保険法第2条、中小企業信用保険法施行令第1条	国家戦略特区初期メニュー	なし